区民生活委員会資料 令和6年11月26日 区民生活部副参事 (ふるさと納税担当)

ふるさと納税制度の返礼品に関する今後の取組について

区のふるさと納税制度の取組では、「健全な寄附文化の醸成」を基本姿勢とし、 現在のところ障害者施設で製作・販売する品物のみを返礼品としている。

しかし、ふるさと納税制度開始以降、住民税流出額は増加を続け、令和6年度には約53.3億円に達した。一方で、区への寄附受入額は直近2年間において2千万円程度にとどまっており、今後も住民税流出額と寄附受入額の乖離が続けば、区財政に大きな影響を及ぼすおそれがある。

こうした状況や、各区の動向、区内関係団体との意見交換を踏まえ、以下のとおり、区の魅力発信や地域経済の活性化につながる返礼品(区内において提供される役務その他これらに準ずるもの(以下、「体験型」という。)を含む。)の拡充に取り組むこととする。

1 現状

(1)区における住民税の流出額と寄附受入額

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
流出額	1, 374	1,870	2, 461	2, 484	3, 016	4, 091	4, 786	5, 329
受入額	52	16	51	202	66	21	20	_

(2)各区の返礼品の提供状況

実施有無	対象					
実 施	20区(うち杉並区を除く19区において、体験型返礼品あり)					
未実施	3区(港区、練馬区、江戸川区)					

2 今後の取組

(1)返礼品の考え方

基本姿勢である「健全な寄附文化の醸成」を堅持しつつ、区の魅力発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化に寄与する返礼品の拡充に取り組むこととする。

(2)業務の委託

杉並区ならではの魅力的な返礼品を開発することに加え、寄附の受入れから返礼品の発注・配送管理等までの一連の業務を効率的に行うため、これらの業務を事業者に委託することとし、公募型プロポーザル方式で選定する。

(業務委託内容)

- ○返礼品候補の開発 ○返礼品提供事業者への対応・支援
- ○ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理 ○返礼品の発注・配送管理
- ○返礼品の代金・送料の精算 ○寄附金受領証明書等の作成・発送
- ○ワンストップ特例申請の受付・処理・データ作成
- ○寄附者からの問合せ対応 など

(3)返礼品の選定方法

①委託事業者による返礼品候補の企画・開発

委託事業者は区内事業者等を対象とした説明会の開催や区内関係団体 等から広く返礼品のアイデアを募るなどの取組を行い、区の魅力発信や 地域経済の活性化につながる等、今後区が定める要件に合致する返礼品 候補を企画・開発する。

②所管課での要件確認

委託事業者が企画・開発した返礼品候補について、区が定める事業者の要件及び返礼品の要件(総務省が定める基準を含む)に合致しているか等、所管課で確認を行う。

③総務省への申請

所管課が要件を満たしていることを確認した返礼品候補について、総 務省からの承認を得るための申請を行う。

④「ふるさと納税制度検討会」での選定 総務省の承認があった返礼品候補を区職員で構成する「ふるさと納税

制度検討会」に諮り、新たな返礼品として選定する。

(4) その他

返礼品の拡充に取り組むとともに、寄附メニュー(寄附の使い道)の拡充についても新たな手法を含め、引き続き検討を行う。

3 今後のスケジュール(予定)

令和7年1月 公募型プロポーザル実施要領の公表

4月 ふるさと納税支援業務受託者候補者の選定

7月 新たに提供予定の返礼品について総務省へ申請

10月 返礼品の選定 返礼品の取扱い開始